

第3次足利市行政改革大綱

新時代に対応した行政体制の確立

平成11年3月

足 利 市

目次

1	行政改革を進めるための基本的な考え方	1
2	行政改革で取り組むべき主要事項の体系	2
3	取り組むべき主要事項	3
第1	事務事業の見直しについて	3
第2	組織・機構について	4
第3	外郭団体について	5
第4	定員管理及び給与について	6
第5	人材の育成・確保について	8
第6	行政の情報化等行政サービスの向上について	9
第7	公正の確保と透明性の向上について	11
第8	経費の節減合理化等財政の健全化について	12
第9	会館等公共施設について	13
第10	公共工事について	15
第11	広域行政について	16

1 行政改革を進めるための基本的な考え方

地方分権の推進が実行の段階に入り、21世紀の到来を目前に控えた今日、少子・高齢化、ボーダレス化等の進展、住民価値観の多様化、環境に対する関心の高まり並びに長期化する経済不況等、社会経済情勢のめまぐるしい変化に、より一層適切に対応することが行政に求められています。

一方、国、地方を取り巻く行財政環境は極めて厳しい状況にあることから、国・地方を通じた行政改革や財政構造改革は緊急の課題であります。

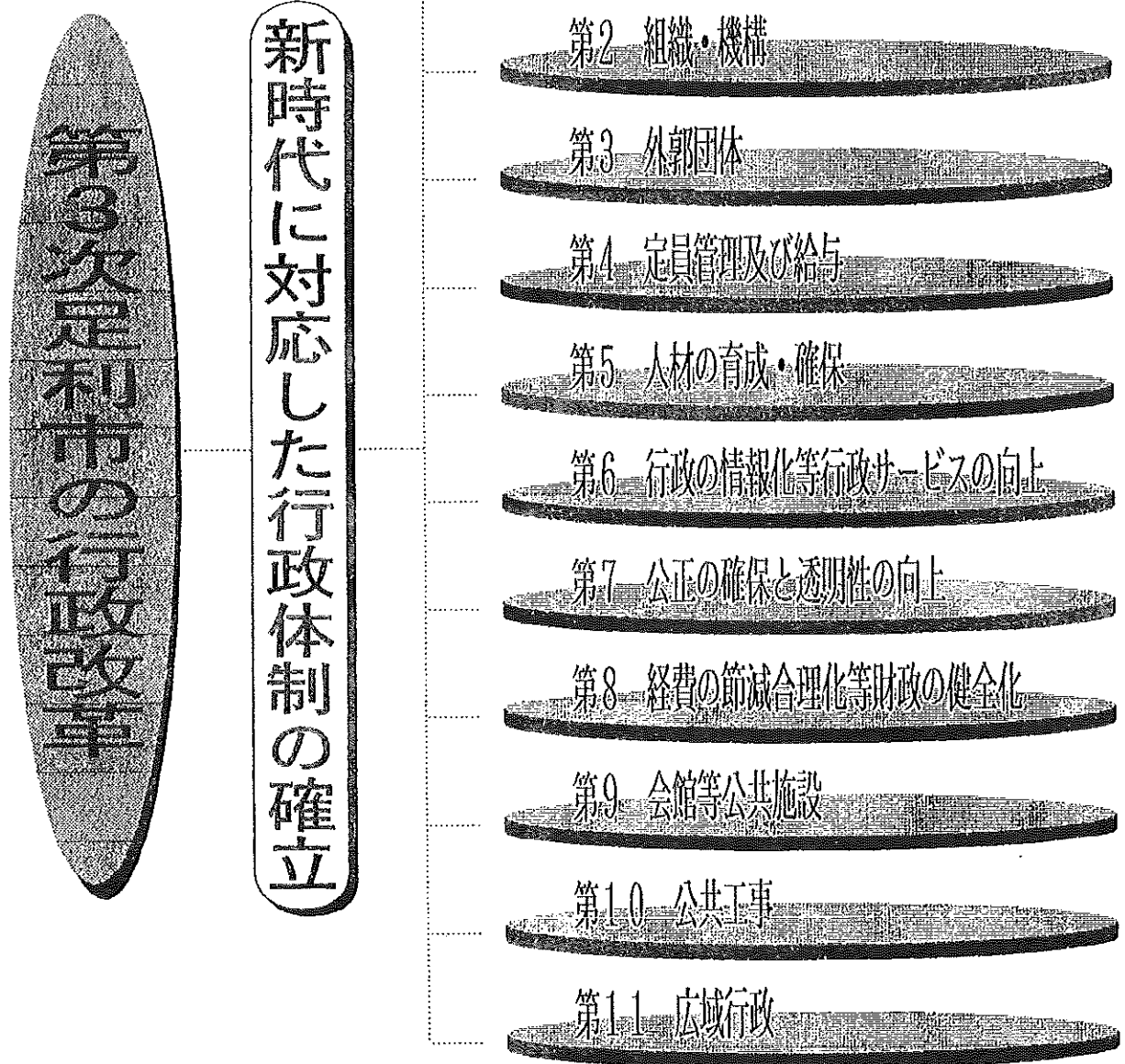
本市は、「ニュー足利創造プラン」の実施に向けて、これまでも自治省からの「地方公共団体における行政改革のための指針」を受け、平成8年3月に策定した第2次足利市行政改革大綱及び実施計画に基づき、積極的に行政改革の推進に努めてきたところであります。今後とも新たな行政需要や財政状況の推移を改めて認識の上、本市独自の工夫を加えながら、自らの責任において更なる改革を進め、地方分権の推進等新たな時代にふさわしい行政体制を整える必要があります。

このような状況の中で、「行政改革は、現下の最重要課題である」という認識の下に、市政は市民のためにあるという地方自治運営の基本原則に立ち返り、職員一人ひとりがサービス精神と企業的経営感覚に立脚した行政改革を推進する必要があることから、ここに第3次行政改革大綱を策定するものであります。

本大綱は、足利市行政改革推進委員会からの助言や市民アンケート結果等を十分踏まえ、本市の実情に即した行政改革を推進するため、以下11の主要事項について基本方針及び改革の方策を明らかにしたものであります。

これらの実施にあたっては、以上の基本的考え方を基として平成11年度から平成13年度の3か年間にわたる第3次行政改革を進めることとし、各年度毎の改善内容をできる限り数値化を図り、市民に分かりやすい実施計画としてまとめ、より一層積極的、計画的に取り組むこととします。

2 行政改革で取り組むべき主要事項の体系



3 取り組むべき主要事項

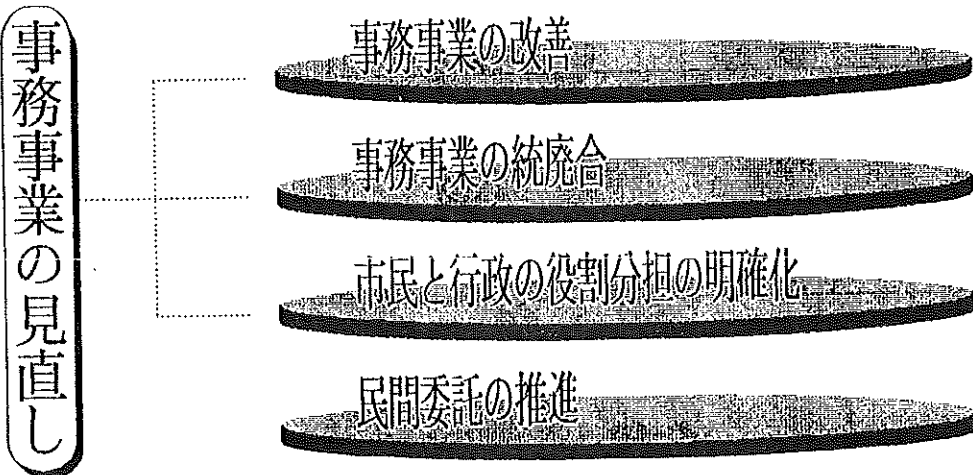
第1 事務事業の見直しについて

1. 基本

厳しい財政状況の中で、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に的確に対応していくためには、受益と負担の公平確保、行政効果を十分検討し、実施すべき施策の選択と重点化を図り、計画的、効率的な施策の推進がより重要となってきております。

事務事業については、従来からこのような考え方に立って、受益と負担の公平確保、投資効果等に配慮した施策の選択や整理合理化を進めてきましたが、今後も行政需要の変化等を考慮するとともに、地方分権の推進に伴い、地方公共団体が自主的・主体的に決定、処理することのできる分野が拡大されることも踏まえ、事務事業全般にわたるより一層の見直しを徹底して行います。

2. 改革の体系



3 改革の方策

(1) 事務の改善

行政サービスの質的向上と経費の節減などを目的に、事務の迅速化、効率化を勘案した改善を行います。

(2) 事務事業の統廃合

事務事業の必要性、費用対効果等の観点から、統廃合を行います。

(3) 市民と行政の役割分担の明確化

行政が行う分野と市民の自主性・自己責任に委ねる分野を改めて見直し、事務事業の一層の合理化を図ります。

(4) 民間委託の推進

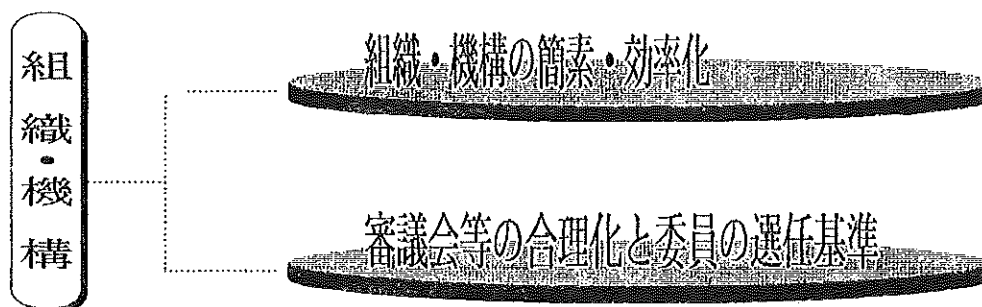
民間委託が適当な事務事業については、これを積極的に進め、経費の節減、適正な定員管理に反映するよう努めます。

第2 組織・機構について

1 基本方針

新たな行政課題や住民ニーズに対応するためには、常に組織・機構の見直しを行い、時代に即応したものに編成していかなければなりません。今後とも、組織・機構の見直しに当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事務事業を円滑に遂行できる簡素で効率的なものとするを基本に見直しを行います。

2 改革の体系



3 改革の方策

(1) 組織・機構の簡素・効率化

新たな行政課題や地方分権の推進等国の動向に留意しつつ、スリム化を基本に組織・機構の総合的な見直しを行います。

(2) 審議会等の合理化と委員の選任基準

審議会等については、本市の実情に即した統廃合を進めるとともに、各種委員の選任に当たっては、選任基準に基づき広く市民各層からの登用を図り、併せて女性委員の登用の拡大に努めます。

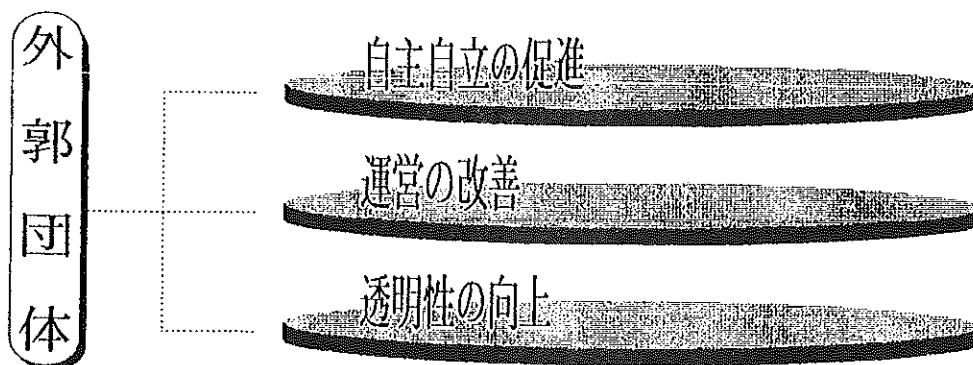
第3 外郭団体について

1 基本方針

外郭団体等については、社会経済情勢の変化等を踏まえ、業務内容、活動の実態、運営状況等を点検し、本市の実情に応じた見直しを行う必要があります。

今後は、外郭団体の自主的運営の促進及び透明性の向上を目標に役員数の見直しや事務改善、業務範囲等、効率的な事業展開が図られるよう必要な見直しを行い、効果的な運営を徹底するよう指導、要請をします。

2 改革の体系



3 改革の方策

(1) 自主自立の促進

市有施設の管理運営の受託を主としている外郭団体へ、市主催の事業を団体主催として移行するなど外郭団体の自主自立を促進します。

(2) 運営の改善

外郭団体の勤務体制の見直し、嘱託化、パート化等運営の改善を図るよう指導します。

(3) 透明性の向上

外郭団体の情報公開の指導、要請を行うなどその透明性の向上を目指します。

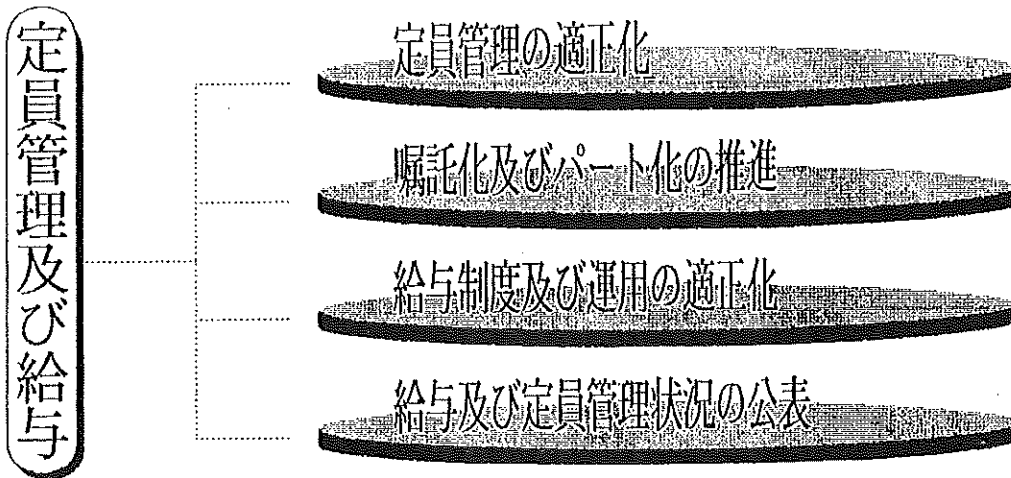
第4 定員管理及び給与について

1 基本方針

職員定数、給与については、定員適正化計画に基づき職員の少数精鋭化を図りつつ、適正な給与制度を確立することがより重要となってきています。

今後、ますます住民ニーズが高まり、多様化していくことが予測されます。また、増加傾向にある行政需要に対してより一層弾力的かつ的確に対応していくことが求められます。このため事務事業の見直しやスクラップ・アンド・ビルドの徹底と組織・機構の簡素効率化、民間委託、OA化等を積極的に進め、定員及び給与の適正化を図ります。

2 改革の体系



3 改革の方策

(1) 定員管理の適正化

定員削減計画を着実に実行し、引き続き定員管理の適正化に努めます。その際、新たな行政需要や地方分権の推進による国県からの権限委譲などには職員の配置転換等によって対処し、増員の抑制に努めます。

(2) 嘱託化及びパート化の推進

単純業務等については、嘱託化やパート化を図り、定員及び人件費の削減を図ります。

(3) 給与制度及び運用の適正化

職員の給与については、基本的に国に準じた制度としているので、今後ともこれを堅持しつつ一層の給与制度及びその運用の適正化を図ります。

(4) 給与及び定員管理状況の公表

給与状況の公表に併せて、定員管理状況を公表し、市民の理解を得られるよう努めます。

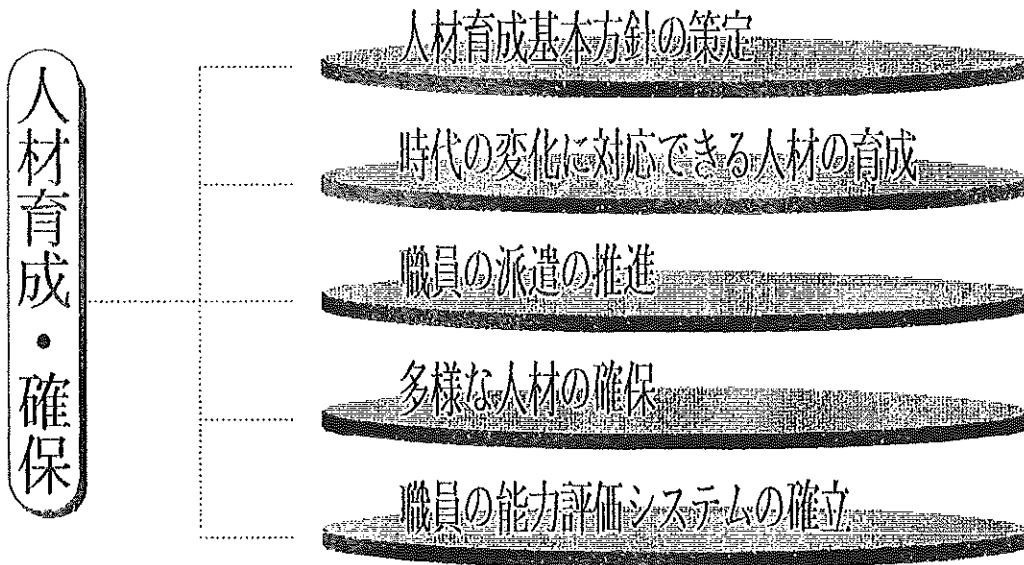
第5 人材の育成・確保について

1. 基本方針

市民の負託に応え、その使命を全うするためには、自らの責任において様々な行政需要の変化に柔軟かつ弾力的に対応できるような体質の強化が重要であり、そのためには、行政運営に対する創意工夫と市政を担う職員一人ひとりの意識改革とその能力を最大限に引き出していくことが必要であります。

これらを踏まえ、人材の育成については、人材育成基本方針を策定し、長期的かつ総合的な観点に立った職員の意識改革や能力開発を効果的に進めるとともに、多様な人材の確保に努めます。

2. 改革の体系



3 改革の方策

(1) 人材育成基本方針の策定

職員の能力開発を効果的に推進するため、人材育成の目的、方策等を明確にした人材育成に関する基本方針を策定します。

(2) 時代の変化に対応できる人材の育成

地方分権の推進に伴い必要とされる政策形成能力や法務能力等の向上を図るため、多様な研修機会の提供や研修レベルの向上、研修内容の充実に努めます。

(3) 職員の派遣の推進

行政需要の複雑化・高度化・専門化に対応するため、市町村職員中央研修所等専門的な研修機関や大学院への職員の派遣を推進します。

(4) 多様な人材の確保

人材の確保については、競争試験制度の徹底に併せ、受験資格の年齢に幅を持たせた中途採用を行うことにより、多様な人材が確保できるよう改善に努めます。

(5) 職員の能力評価システムの確立

職員の能力を適正に評価し、人事に反映するよう努めます。

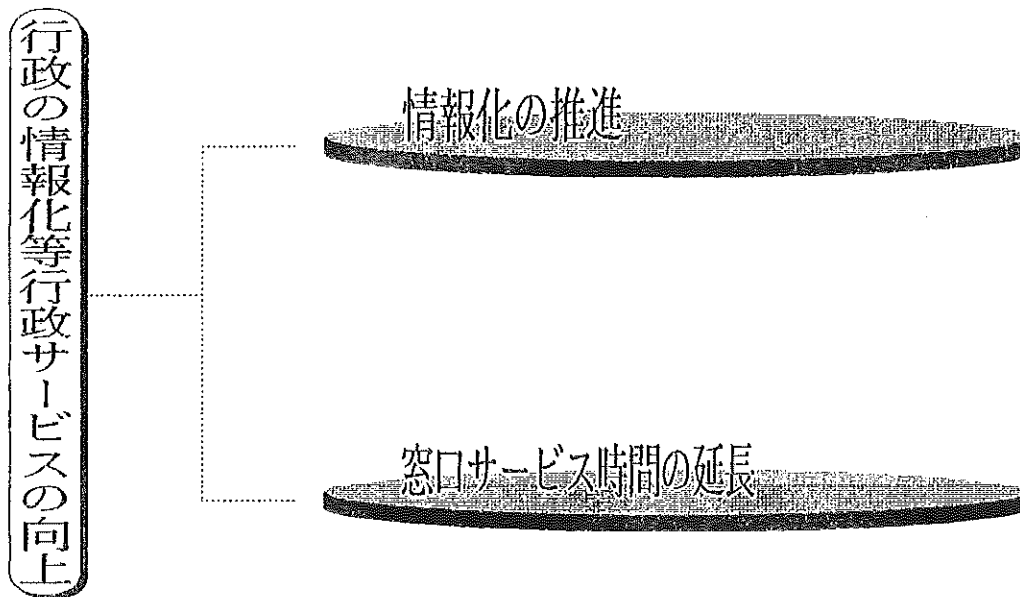
第6 行政の情報化等行政サービスの向上について

1 基本方針

行政の情報化の推進は、市民サービスの質的向上と事務の合理化を図る上で極めて有効な方策であることから、情報教育の充実や双方向通信機能を活用した高度な保健・福祉サービスの提供等地域情報化を推進するとともに、OA機器の総合的利用、事務事業のシステム化に取り組めます。

また、市民の利便性を考慮し、業務時間の延長を行い、市民サービスの向上を図ります。

2 改革の体系



3 改革の方策

(1) 情報化の推進

インターネット等も含めた様々な情報通信手法を活用しながら、幅広い情報を積極的に市民へ提供することにより、市民サービスの向上に努めます。

また、事務事業においては計画的なOA機器の導入を行い、事務の合理化、事務処理時間短縮を図ります。

(2) 窓口サービス時間の延長

フレックスタイム制（時差出勤制）を導入し、窓口サービス時間の延長による市民サービスの向上を図ります。

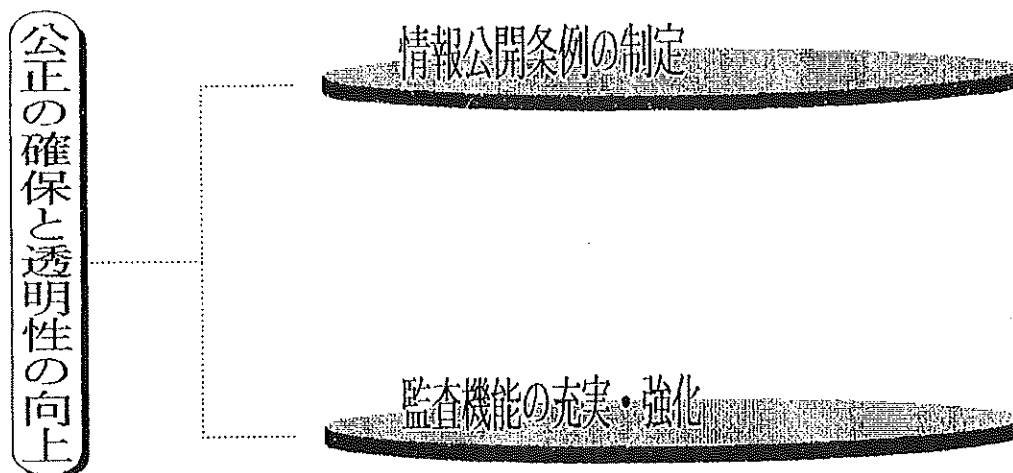
第7 公正の確保と透明性の向上について

1. 基本方針

地方分権の推進や複雑多様化する行政需要の中で、行政の公正を確保し、その透明性を向上させ、市政に対する市民の信頼を確保するためには、市民に対する積極的な行政情報の提供や行政運営におけるチェック機能の強化を図る必要があります。

そこで、情報公開制度の充実と監査機能の充実・強化を図り公正で透明な行政運営を推進し、開かれた市役所を目指します。

2. 改革の体系



3. 改革の方策

(1) 情報公開条例の制定

情報公開条例を制定し、一層の公正の確保・透明性の向上を図り、市民に開かれた市政を推進します。

(2) 監査機能の充実・強化

適正で効率的な行政運営を図るため、外部監査制度の導入等監査機能の充実・強化を図ります。

第8 経費の節減合理化等財政の健全化について

1. 基本方針

本市の財政は、低迷する景気の影響による市税の伸び悩みや扶助費をはじめとする義務的経費の増加等により、一段と厳しい財政状況にあります。このような中で、複雑多様化する住民ニーズや地方分権の推進等による、新たな行政課題に的確に対応していくためには、「最少の経費で最大の効果をあげる」という基本精神に立ち、原価意識に徹した企業的経営感覚とサービス精神に立脚した行政改革の推進が必要であります。

そのためには、施策の優先順位の明確化や投資効果の大きい事業選択を行うことはもとより、より原価意識に徹し、行政の簡素化、効率化等を一層進めるとともに、歳出内容の徹底した合理化と受益者負担の適正化や徴収率の向上等、自主財源の確保を図り、将来にわたって健全で安定的な財政運営に努めます。

2. 改革の体系

経費の節減合理化等財政の健全化

補助金等の見直し

審議会等の委員定数・視察等の見直し

審議会委員（市議）等の兼務報酬等の廃止

市三役及び市議の期末手当の削減

時間外勤務の削減

使用料・手数料等の見直し

市税等収納率の向上

3 改革の方策

(1) 補助金等の見直し

補助金等については、行政効果を見極め、経費負担のあり方を十分精査のうえ、事業費補助を原則とし、運営費補助についてはサンセット方式により見直しを行います。

(2) 審議会等の委員定数・視察等の見直し

各種審議会等の委員定数や視察、食糧費の見直しを図ります。

(3) 審議会委員（市議）等の兼務報酬等の廃止

市議会議員である審議会委員等の兼務報酬等（日当、手当、謝礼等一切を含む。）を廃止します。

(4) 市三役及び市議の期末手当の削減

市三役及び市議会議員の期末手当を削減します。

(5) 時間外勤務の削減

時間外勤務の削減を図るためのフレックスタイム制（時差出勤制）の導入、ノー残業デーの追加、代休制度等の徹底、OA化、部内応援態勢の推進等を図ります。

(6) 使用料・手数料等の見直し

使用料・手数料等については、受益者負担の原則に基づき市民負担の公平化、受益者負担の適正化を図られるよう見直しを行います。

(7) 市税等収納率の向上

市税等については、滞納管理システムの導入及び口座振替の促進等により、収納率の向上を図り、市収入金の確保に努めます。

第9 会館等公共施設について

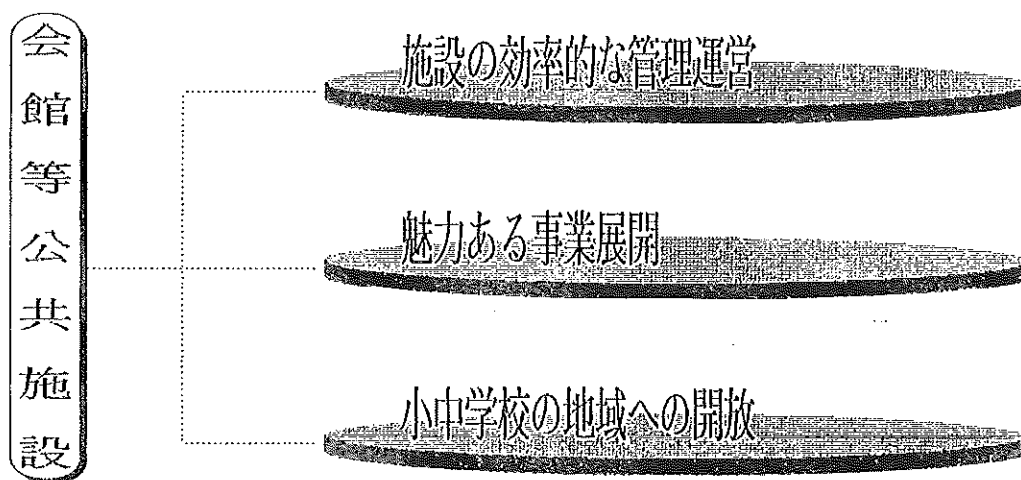
1. 基本方針

生活様式の多様化等により多種多様な公共施設の整備に対する要望が多くなっている中で、これらの公共施設の効率的、効果的な活用及

び管理運営を図って行くことが求められています。

公共施設の管理運営に当たっては、サービスの向上と運営の効率化に留意し、施設の多目的利用、施設間の連携等により、施設の有効活用を図るとともに、自主的事業の充実や効率的な運営のために委託等を積極的に推進します。

2 改革の体系



3 改革の方策

(1) 施設の効率的な管理運営

施設の老朽化や利用者の減少している施設等については、他の施設へ統廃合を含め、効率的な管理運営を推進します。

(2) 魅力ある事業展開

大規模集会施設等の有効活用を図るために、企画・運営の充実を図り、魅力的な事業の展開を図ります。

(3) 小中学校の地域への開放

地域住民のニーズに沿った小中学校特別教室等の開放を促進します。

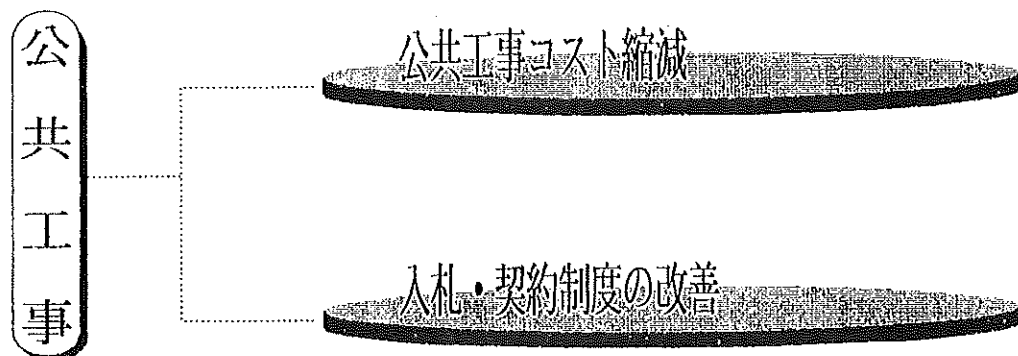
第10 公共工事について

1. 基本方針

公共工事については、現下の厳しい財政事情等を背景に、限られた財源を有効に活用し、効率的・効果的な工事の執行による社会資本の整備を図っております。

今後も公共工事コスト縮減対策に関する行動計画を基に、公共工事のコスト縮減を目指すとともに、引き続き入札・契約手続及びその運用の改善に努めます。

2. 改革の体系



3. 改革の方策

(1) 公共工事コスト縮減

効率的な公共工事の執行を図るため、工事の実施方法や経済効果等を勘案しながら、コスト縮減対策を積極的に取り組みます。

(2) 入札・契約制度の改善

公共工事の予定価格の事後公表等により、入札の透明性・公平性・競争性の向上を図ります。

第11 広域行政について

1 基本方針

都市化の進展、交通網の整備拡大に伴い、住民の日常生活や経済活動の範囲はますます拡大することが予想され、地域における行政も広域的な視点に立った行政運営が求められています。

一方、地方分権の進展に伴い、その役割を十分に果たしていくためには、広域的行政の充実強化が不可欠であります。

今後、このような傾向は、ますます顕著になってくることが予想されることから、国の動向や県の広域行政の推進方針を踏まえた中で、両毛地区広域市町村圏事務組合及び両毛圏域の実情に即した広域行政の推進を図ります。

2 改革の体系



3 改革の方策

(1) 共同・協力事業の推進

住民の日常生活圏の拡大や広域的行政課題に対応するため、広域的な連携を図り、広域団体間の共同・協力事業を推進します。